

ひすずかめ



公益社団法人 鈴鹿法人会 鈴鹿市飯野寺家町816 電話(059)383-7561

<http://suzuka-hojinkai.jp/>

 鈴鹿法人会



目 次

ごあいさつ	1	青年部会だより	13
年頭のごあいさつ	2	女性部会だより	15
平成25年度 納税表彰式	4	各支部における神社・仏閣	18
税を考える週間行事	5	エッセイ わがまちウォーク 街角ウォッチング	20
第30回法人会全国大会(青森大会)	6	税務コーナー	22
平成26年度税制改正に関する提言(要約)	7	新入会員紹介	26
支部だより	10	東海税理士会鈴鹿支部所属税理士名簿	28
		事務局だより・編集後記	



ごあいさつ

公益社団法人 鈴鹿法人会
会長 岡田信春

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方には、常日頃から法人会の運営につきまして、深いご理解と、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

皆様既にご承知のとおり鈴鹿法人会は昨年三重県から認可を受けまして、25年4月1日から「公益社団法人」となりました。

したがいまして、会員の皆様はもとより会員でない方々のご参加・ご協力をいただきまして、より一層の地域貢献事業に取り組んでいるところでございます。

恒例となっております「税を考える週間」での「親子税金クイズと映画鑑賞会」には1,000名を超える大勢の方にご来場いただき、「税に関する絵はがきコンクール」にも多数の応募をいただきました。

女性部会では、「夏休み親子映画会」「鈴亀ジュニアバレーボール・鈴鹿法人会長杯」「鈴鹿市・亀山市の特別養護老人ホームへの寄せ植えと車椅子の寄贈」を継続して行う等、活発に活動しております。

青年部会におきましては、小学生を対象とした「親子バスツアー」を続けておりますが、今年度は新規事業として、小学生を対象とした地域色豊かな租税教室用DVDを自主製作し、今年1月から小学校での租税教室において活用を始めております。

公益社団化により、この広報誌「すずかめ」を、県・市にご協力を仰ぎ、各庁舎のほか、市民センター・コミュニティーセンター・公民館などの公共施設にも置かせていただいております。また、金融機関にもご協力いただき、待合場所にも置かせていただいており、会員でない皆様方にもご覧いただけるようにならいました。ホームページも開設しており会員でない方々にも事業へのご参加を募集しております。

さて、私どもの地域の経済情勢をみると、マスコミなどでは、アベノミクス効果で、景気は緩やかな上昇傾向とか回復傾向が持続しているとか言われておりますが、まだまだ厳しい状況が続いております。

このような情勢ではありますが、鈴鹿法人会は今後も役員、会員一同一致団結し当会発展のために努力し活動していく所存でございます。

会員でない方々を含め、皆様方のご協力と、より一層のご指導・ご支援をよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、皆様方のご健勝、会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

会長・副会長及び常任理事・監事名簿

役職名	氏名	法人名	役職名	氏名	法人名
会長	岡田信春	三恵工業(株)	神戸支部長	田中龍雄	(株)幸泉
副会長	中島高	亀山瓦斯(有)	東部支部長	田中久司	イケダアクト(株)
	杉野文雄	杉野工業(株)	玉垣支部長	吉澤茂	(株)ヨシザワ
	田中彩子	(医)誠仁会	白子支部長	浅尾義光	トヨーフェンス(株)
	近藤博信	(有)鈴鹿ポートリー	平田支部長	下田徳重	(株)フジコウ
	樋口勝幸	(株)葵	西部支部長	坂口英夫	(株)坂口商店
	飯田隆典	(株)飯田鉄工	鈴峰支部長	浜本隆弘	(有)浜本鍛金工業所
総務委員長	葛西徳昭	(有)葛西商事	亀山支部長	田島誠雄	田島シルク(株)
組織委員長	坂口博文	鈴峰企業(株)	青年部会長	村上道哉	三重工熱(株)
税制委員長	川喜田彰	(株)佛庄総本店	女性部会長	日置尚代	(株)ヒオキ
広報委員長	森通人	(有)マイドソフト	専務理事	西井健	(公社)鈴鹿法人会
研修委員長	大見武夫	(有)ベルテック	監事	北川亨	(株)安全
厚生委員長				印田毅	(株)いんだ



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長
松 山 清 人

平成26年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人鈴鹿法人会会員の皆様には、日頃から税務行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、輸出環境の改善に伴う業績の回復などから景気は緩やかに回復しつつあります。

また、経済以外の面に目を向けましても、富士山の世界遺産への登録や2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催の決定など、私たちに大きな活力を与えてくれた明るい出来事がありました。

このような中で迎える新しい年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、社会保障制度の充実・安定化を図るとともに、持続可能な財政構造を構築するため、本年4月1日から消費税及び地方消費税の税率を8%に引き上げることとされております。

国税当局といたしましては、納税者の皆様が消費税法の改正内容を十分に理解し、自ら適正な申告と納税を行っていただけるよう、広報・相談・指導に取り組んでいるところであります。また、各税務署に改正消費税法に関する相談窓口を設け改正内容の相談・指導にあたるとともに、転嫁や価格表示に関する相談についても、適切に対応するなど関係省庁等と連携して取り組んでおります。

誠実な納税者の団体である法人会の皆様には、税務行政のよき理解者として引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化、ICT化、事務効率化の要請などにより大きく変化しております。

これらの変化に対して、国税当局といたしましては、調査必要度の高い分野に事務量を重点的に投下するほか、実地調査以外の書面照会や説明会なども組み合わせた多様な手法により、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

公益財団法人全国法人会総連合におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けた自主的な取組を促すことを目的として、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を本年4月から開始する予定と伺っております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、当局としましても貴法人会とともにこの取組を推進していくこととしておりますのでよろしくお願ひいたします。

また、e-Taxにつきましては、納税者の皆様の申告・納税の利便性の向上に寄与するとともに、税務行政の効率化にも資するものであることから、更なる普及・拡大に取り組んでいるところであります。

貴法人会におかれましては、e-Taxの普及・定着に多大な御尽力をいただきおり厚く御礼を申し上げます。引き続き、御理解・御協力をいただきますようよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、公益社団法人鈴鹿法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。



年頭のごあいさつ

鈴鹿税務署長

小 池 泰 通

新年明けましておめでとうございます。

平成26年の年頭に当たり、公益社団法人鈴鹿法人会会員の皆様に、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

皆様方には、日ごろから税務行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年の貴会の活動を振り返りますと、会員企業のニーズに応じた研修会や講演会の企画・開催のほか、「親子税金クイズ」や「小学生の絵はがきコンクール」に代表される社会貢献事業を積極的に実施され、また、青年部を中心に、租税教育用DVDの製作をはじめ、次世代を担う若い世代に税の意義・役割を正しく理解していただく租税教育にも力を注がれるなど、意義ある事業活動を展開していただきました。

これもひとえに、役員をはじめ会員の皆様方の会活動に対する並々ならぬ熱意とご努力の賜物であり、深く敬意を表するとともに、今後とも、より一層の会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を通じまして、会員企業と地域社会の発展に貢献されますことをご期待申し上げます。

さて、本年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%に引き上げられます。

税務署といたしましても、納税者の皆様が消費税の改正内容を十分に理解し、自ら適正な申告と納税を行っていただけるよう、改正消費税法に関する相談窓口を設けるとともに、転嫁や価格表示に関する相談についても、適切に対応するなど関係省庁等と連携して、相談・指導に当たってまいります。

また、適正・公平な税務行政を推進する観点から、税務コンプライアンスの維持向上を図りつつ、引き続き、厳正な調査・徴収にも取り組んでいきます。

中でも、e-Taxにつきましては、より多くの方々にご利用いただきため、利用拡大に重点を置き取り組んでまいりました。今後は更なるサービスの向上に重点を置いて、一層の普及定着に向けて取り組んでいくこととしています。

間もなく平成25年分所得税等の確定申告の時期を迎ますが、確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して24時間いつでも簡単に作成することができますし、作成された申告書はe-Taxにより送信することもできます。確定申告をされる方には、e-Taxのご利用をお願いとともに、ご家族の方、従業員の皆様等へもe-Tax利用のPRをお願いしたいと思います。

最後になりますが、新しい年の貴会の更なるご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のますますのご繁栄を心より祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

平成25年度 納税表彰式

去る平成25年11月13日(水)、平成25年度納税表彰式がコンフェット鈴鹿平安閣3階「プラティース」の間で挙行され、次の方々が受賞されました。

鈴鹿税務署長表彰



副会長
樋口勝幸殿



玉垣支部長
吉澤 茂殿



女性部会副部会長
小河紀子殿

協議会長表彰推進



青年部会運営専務
杉野大雄殿



女性部会広報委員長
倉田智子殿



女性部会平田支部長
倉田澄子殿

受賞おめでとう
ございました。



平成25年11月13日(水) 於 鈴鹿平安閣

平成25年度 「税を考える週間」行事

鈴鹿法人会は、本年も「税を考える週間」の行事として、11月4日(月 振替休日)に鈴鹿市民会館において「親子税金クイズと映画鑑賞会」を鈴鹿税務署小池署長、法人課税第一部門安藤統括官のご協力をいただき開催いたしました。今回は初めて企業紹介ブースも設置し、1,000名を超える来場者で盛り上りました。

また、11月10日(日)には、鈴鹿税務連絡協議会主催の「税に関する作品の表彰式」が鈴鹿ハンター様のご協力により同所1階サブコートで挙行され、鈴鹿法人会は絵はがきコンクールの表彰式を行いました。また表彰作品を会場に展示し鈴鹿ハンターのお客様にもご覧いただきました。この事業は、従来から鈴鹿市と亀山市の小学生を対象に租税教育の一環として開催しておりますが、例年多数の応募があり税に関する関心は一段と高まっております。

親子税金クイズと映画鑑賞会



税に関する 「絵ハガキコンクール」 の展示と表彰式



鈴鹿税務署長賞

鈴鹿市立栄小学校
6年 樋口 凜



鈴鹿税務推進協議会長賞
6年 尾崎 夏菜



鈴鹿税務連絡協議会長賞
5年 樋口 奈緒



公益社団法人鈴鹿法人会長賞
5年 島 亜美



公益社団法人鈴鹿法人会女性部会長賞
4年 上長野 優輝
鈴鹿市立飯野小学校

第30回法人会全国大会（青森大会）

全法連主催による第30回「法人会全国大会（青森大会）」が、税制改正要望大会を兼ね25年10月3日、リンクステーションホール青森で盛大に開催されました。鈴鹿法人会からは田中副会長をはじめ3名が出席しました。

403単位会、延べ1,881名が出席し、第一部は株式会社東レ経営研究所特別顧問の佐々木常夫氏による「これから時代の経営とリーダーシップ」と題した記念講演が行われました。

第二部の大会式典では、稲垣国税庁長官、三村青森県知事、鹿内青森市長もご出席され祝辞を述べられました。



平成26年度税制改正に関するスローガン

- | | |
|-------------|---|
| (総 論) | ○まさに今。国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を！
○持続可能な社会保障制度を確立し、国民の将来不安の払拭を！
○中小企業の重要性を認識し、経済活性化に資する税制措置の拡充を！ |
| (所 得 税) | ○所得税は広く薄く負担を求め、努力した人が報われる税制の構築を！ |
| (法 人 税) | ○法人実効税率は、欧州・アジア主要国並みの20%台に引き下げを！ |
| (事業承継税制) | ○本格的な事業承継税制を確立し、地域経済を支える中小企業に配慮を！ |
| (消 費 税) | ○消費税引き上げに際しては、景気に配慮するほか行財政改革の徹底を！ |
| (地 方 税 関 係) | ○国と地方の役割分担を見直し、地方の自立・自助の推進を！ |
| (震 災 復 興) | ○被災地の復興を図るため、税制上の対応を含めて実効性のある措置を！ |

大 会 宣 言

われわれ法人会は、半世紀を超える歴史を通じ、「健全な納税者の団体」として、税の活動を中心に広く社会への貢献活動を展開してきた。

その歴史、実績の上に、われわれは、新公益法人制度移行後も租税教育など税の啓発活動を中心に、さらに積極的に公益的な活動を展開し、広く社会に貢献することをここに誓うものである。

一方、わが国の経済は、長期に亘る低迷を経て、ようやく明るい兆しが見えてきた。しかし、これを本格的な自律回復に繋げ、デフレからの脱却と経済再生を実現するためには、いわゆる「3本の矢」からなる経済政策を一体的に推進することが求められている。

また、国家的課題である持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指す「社会保障と税の一体改革」は、その緒に就いたばかりである。

今後、聖域なき歳出削減の徹底と併せ、あらゆる改革において抜本的な見直しを行うことが必要である。

こうした諸課題に向け、われわれ法人会は「平成26年度税制改正に関する提言」を取りまとめた。

強い日本経済を再構築し、震災からの復興を加速させるに当たっては、わが国経済の原動力であるとともに、地域雇用の担い手である中小企業の活性化が不可欠であり、法人会はそのための税制の確立を強く求めるところである。

創設以来、税知識の高揚に努めてきた法人会は、ここ青森の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成25年10月3日

全国法人会総連合全国大会

県下8法人会から提案された税制改正要望事項は、去る6月5日開催された三重県法人会連合会の税制委員会でとりまとめ全国法人会総連合に要望いたしました。皆様からの要望をお待ちしております。

平成26年度税制改正に関する提言（要約）

《基本的な課題》

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度に対する基本的考え方

- わが国の社会保障制度は先進国の中では「中福祉」「低負担」であり、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれている。その財源を公費負担に頼ることになれば、いくら増税しても追いつかない。
- いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制し、同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要である。

- (1) 年金については、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済スライドのデフレ対策」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療については、成長分野と位置付けて大胆な規制改革を行う必要がある。急増が見込まれる給付については、診療報酬（本体）体系、高齢者の窓口負担を見直すとともに、後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を強化するなど思い切った抑制を図る。
- (3) 介護保険については、真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方を見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。また、生活保護受給者の自立を高めるための雇用支援も重要である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税率引き上げに伴う対応措置

- 消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分配慮するだけでなく、円滑な価格転嫁など混乱を防止する環境整備が極めて重要である。

- (1) 価格決定プロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。
また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (3) 低所得者対策として実施が見込まれている「簡素な給付措置」については、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

- (1) 財政健全化目標の達成は増税や税の自然增收のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠。そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と工程表を示すなど強固な財政規律が必要である。
- (2) 消費税率の引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になろうが、それが財政健全化を阻害しないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認は金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考える。市場の動向を踏まえた細心

の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

○消費税引き上げは社会保障の安定財源確保と財政健全化の観点から重要だが、国民に痛みを求めるに変わらない。また、行政改革の徹底は消費税引き上げの前提ともなっている。

○「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削るのは当然である。

5. 今後の税制改革のあり方

○社会保障と税の一体改革では消費税の引き上げのほか、所得税では最高税率の引き上げ、資産税については相続税の最高税率の引き上げと基礎控除の引き下げが行われた。しかし、最高税率引き上げなどには消費税引き上げに対する反発を緩和する側面が指摘されるなど、税制抜本改革と位置付けた割には体系的議論を欠いた印象が強い。

○今後の税制改革に当たっては①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化—などにどう対応するかという視点を踏まえ、法人税や所得税などを抜本的に見直していくことが重要である。

6. 共通番号制度について

○マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。

○また、個人情報保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識をもつことを強く指摘する。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

○法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられたが、アジア、欧州各国では近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われ、税率格差は依然として解消しない。

○こうした状況が続ければ、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。

(1) 法人実効税率20%台の実現

(2) 中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2. 中小事業の活性化に資する税制措置

(1) 中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等

「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置は本則化するとともに、成長戦略の一環として以下の通り制度の拡充を求める。

①中小企業投資促進税の拡充

- ・特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ
- ・対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める
- ・税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ

②少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例について、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

(2) 交際費課税の見直し

平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期限（平成25年度末）の延長を求める。また、資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである。

(3) 役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は原則損金算入
- ②同族会社も利益運動給与の損金算入を認める

3. 事業承継税制の拡充

○わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根

幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。

○平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

- ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げ
- ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
- ③対象会社を拡大する

(2) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

III. 国と地方のあり方

○地方分権は、地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが何より重要である。にもかかわらず、地方の公務員給与や議員報酬は高止まりしたままであり、地方自ら身を削る行革努力が極めて不足しているといえる。

○地方が行革や地方交付税改革、適正な課税自主権の発揮などを通じて責任を自覚することが極めて重要になろう。

- (1) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。
- (2) 行財政改革を行うために、例えば「事業仕分け」のようなわかりやすい手法を広く導入すべきである。
- (3) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数が是正されつつあるものの、手当てなどを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。それには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すべきである。
- (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、高すぎる議員報酬の一層の削減を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制導入などの流れを加速させるべきである。
- (5) 身近な行政サービスを行う地方には安定的財源が必要であり、景気による変動や地域による税収偏在の大きい税制は望ましくない。現在の地方法人二税に大きく依存している状況には問題があり、見直しを検討することが必要である。

IV. 震災復興

○被災地の復興については、一定の対応措置が講じられたものの、いまだ不十分である。予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。

V. その他

1. 環境問題に対する税制上の対応 2. 納税環境の整備 3. 租税教育の充実

なお、上記のほかにも検討した中で、当会から提案した「生活保護者の不正受給について、受注要件の明確化・周知をすることにより牽制し防止を図る。」という提案が要望事項に入りました。

鈴鹿法人会も提言活動を実施しました。

当法人会では、11月7日、22日、29日に樋口副会長・坂口税制委員長・専務理事が下記の方に「税制改正に関する提言書」を手交し提言活動を行いました。

民主党 中川 正春 衆議院議員
民主党 芝 博一 参議院議員
自民党 島田 佳和 衆議院議員

鈴鹿市長 末松 則子 殿
亀山市長 櫻井 義之 殿
鈴鹿市議会議長 今井 俊郎 殿
亀山市議会議長 櫻井 清蔵 殿



支部だより

神戸 支部

平成25年12月2日(月)

研修旅行 近江商人の町・黒壁スクエア

近江商人の高い倫理性が近年改めて注目されている街。商売の理念「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」の「三方よし」の時代を越えた普遍性を感じる味わい深い風情あるところでした。

近江商人を一言で表わしている「しまつしてきばる」という言葉も有名ではないでしょうか。

黒壁スクエアでは黒壁ガラス館を中心にガラスの人気なお店が沢山あり素晴らしい作品を見せてもらいました。皆様との親睦もはかれ楽しい有意義な研修旅行となりました。

(内藤博之)



東部 支部

平成25年11月13日(水)

研修旅行 (株)TASAKI・須磨離宮バラ園

秋晴れの中、東部支部は女性24名が参加し、兵庫県に出発しました。行程は(株)TASAKI神戸本店見学とショッピング、須磨離宮バラ園観賞、神戸税関見学です。

TASAKI神戸本店1F展示ホールでは豪華な宝石・真珠の作品を見学し、その後ショッピングを楽しみました。食事は歴史的建造物邸宅レストラン「ルアン」鶯にて本格フレンチフルコースをいただきました。

午後は須磨離宮バラ園を散策し神戸税関の方へ見学に向かいました。税関では仕組やブランドバックの本物と偽物の見分け方など学びました。

女性同士和気あいあいと充実した研修旅行でした。(坂口智子)



玉垣 支部

平成25年11月26日(火)

研修旅行 中部電力浜岡原子力発電所

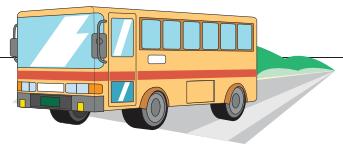
秋の深まる中(11月26日・参加者33名にて)中部電力浜岡原子力発電所の視察研修会を開催いたしました。震災後、原発の再稼動については賛否両論されていますが、総力を結集し安全性の更なる追及や対策をされている姿を確認して参りました。バス内では皆様の楽しい話題で、早朝の出発や距離を忘れさせて頂くことが出来ました。中でも焼津さかなセンターに向かう車窓からの紅葉はすばらしく、特に、秋晴れの富士山は最高の世界遺産だと感じました。(吉澤 茂)





平成25年11月13日(水)

研修旅行「今西清兵衛商店」



秋晴れの奈良方面～古都の紅葉を愛でる旅～
白子駅を出発し一路奈良へ、車中で租税教室の
ビデオ勉強会をし銘醸蔵元の今西清兵衛商店に着
き、さっそく今西社長から説明と工場内の見学を
させて頂きました。純米吟醸春鹿が有名で平成元
年より通算3年金賞を受賞されています老舗の名店
でした。

次に重要文化財の今西家書院に移動して、歴史、
建物の説明を受けたあとに、昼食を楽しみました。
美味しい食事の後は、各自奈良町を散策し興福寺
国宝館を最後に一路鈴鹿に向けて出発し車中では
カラオケで盛り上り、天候にも恵まれ、笑顔で手
に一杯のお土産を持って家路に向われました。

参加して頂いた皆様に感謝を申し上げます。お疲
れ様でした。（浅尾義光）



平成25年11月21日(木)月

研修旅行 キリンビール滋賀工場見学



KIRIN



‘滋賀を楽しむ’と銘打って平田支部はキリンビ
ール滋賀工場見学、甲賀市(信楽)散策と昼食を
企画し、一般参加者も併せ総勢37名で平成25年
11月21日研修旅行に行ってまいりました。

往路車中、法人会活動の紹介と活動報告を兼
ねて、青年部会自主制作租税教育ビデオの上映
をしました。また、「税を考える週間」事業の際
に行なった‘親子税金クイズ’を当日さながらに田中
副会長が出題をし、参加者全員で税金豆知識を
養いながら楽しくすごしました。

ビール工場見学では、ビール原料と貯蔵・缶
詰工程の説明を受け、ゲストホールでは出来た
てビールと限定ビールの試飲が待っていました。
試飲中には美味しいビールの注ぎ方の実演があ
りましたが、気のせいかな見学の時よりも皆さん
の目が真剣だったような感じがしました。

昼食は甲賀市の松茸屋‘魚松’へと移動し、松茸
と近江牛のすき焼きを食しました。

松茸と近江牛の食べ放題、その名も“あばれ食

い”。皆さん、追加する松茸と肉を飲み込む様に食
し、どこに入っていくのんと目を疑いたくなる勢い
で箸を進め、嬉しそうな顔が苦痛の顔へと変わって
いく様を目の当たりにすると、何故かこの昼食が当研
修のメインだったのかな？と考えこんでしました。

食事後は‘たぬき村’散策でしたが、満腹感であ
まり気乗りしない？参加者は無理やりバスで運
ばれ、小一時間ほど散策をして帰路につきました。

復路車中、参加者が睡魔に襲われない様に、
安田研修委員長と平林青年部会副部会長が寝ず
に考察したという現代家族社会を模した面白ジ
ャンケンで盛り上がり、楽しくすごしているう
ちに無事鈴鹿に
帰ってくること
が出来ました。
来年の企画を楽
しみにしたいと
思います。

(西村善行)





平成25年11月14日(木)

合同研修旅行 伊勢神宮参拝

11月14日(木)西部支部、鈴峰支部会員32名で伊勢神宮正式参拝と称されている「二見興玉神社」「外宮」「内宮」、三社を参拝し、せんぐう館また神官徵古館に行ってまいりました。

伊勢神宮では、今年「式年遷宮」が行われ、主旨・構成・規模においても壮観類を見ない晴れやかな一大祭典で、10月にはクライマックス「遷御の儀」を迎えました。

今回の研修では、世界でも例を見ないかけがえのない歴史と伝統にふれてまいりました。(牧野弘美)

本年は、伊勢では、「式年遷宮」が行われました。主旨・構成・規模においても壮観類を見ない晴れやかな一大祭典です。世界でも例を見ないかけがえのない歴史と伝統を研修する目的で「伊勢まいり」を計画しました。

11月14日(木)、秋晴れの天候に恵まれ、バスを走らせました。「伊勢まいり」は、二見興玉神社、外宮、内宮の三社に参拝するのが正式と聞いてお参りしました。

外宮では御垣内参拝も経験いたしました。男性は、ネクタイ着用、女性は、派手でなければ可ということでお現実から隔離された幻想的な空間で、厳かに執り行われました。心地よい緊張感の一瞬でした。また、昼食は、伊勢まいりに来た参拝客へのおもてなし料理「御師料理」を舌鼓みして親睦も深めました。

又、遷宮館、神官徵古館などにも見学をして文化と歴史にもふれ、帰りには皆さん、おみやげもたくさん買われ、神々の新たなエネルギーをいただき有意義な一日でした。(浜本隆弘)



平成25年10月17日(木)

研修旅行「茶工場視察」と新東名を走ってみよう

亀山支部は10月17日(木)焼津方面に研修旅行に行ってきました。

前日の台風24号の影響で一日順延となり、参加者には大変ご迷惑をおかけしましたが、日程変更にもかかわらず19名の方に参加していただきました。ありがとうございます。

台風一過で秋らしいさわやかな気候となりバスの中でも和気相合で楽しい研修旅行の出発になりました。

まずは静岡の茶工場を見学し、お茶の手もみ、お茶のできるまでの工程を説明していただき、亀山もお茶の産地でもあるのでとても良い勉強になりました。そしておいしいお茶をいただきほっと一息……そして楽しみにしていました昼食は焼津のまぐろづくしのごちそうをいただき満足しながら次に一丈八尺の「千手大觀音」を拝観させていただきました。大觀音の大きさは、私達が赤ん坊として觀音様は母親の大きさで造仏されており、

日本一の大きい千手觀音様だそうです。

人々のあらゆる願いを叶え。すべての悩みを祓ってくださる慈悲の仏様だといわれております。ゆったりとおだやかな気持ちにさせてくれます。母親の愛を感じさせていただきました。最後に焼津の魚市場に立ち寄り家族へのおみやげを買い楽しい旅の思い出を持ち帰り、有意義な一日となりました。(森 尚子)



青年部会だより

● 親子バスツアー

平成25年8月1日(木)

恒例事業となった第七回親子バスツアーを2013年8月1日に飯野小学校を対象として行いました。今回も東邦ガス様のご協賛、鈴鹿市教育委員会のご後援を頂き、たくさんの親子にご参加頂きました。

租税に対する関心や知識を高めて頂くために中部国際空港での税関業務見学、環境やエネルギー問題について考えて頂くために東邦ガス様のガスエネルギー館を見学し、移動のバス内ではコミュニケーションを深める機会を作るために親子税金クイズで盛り上りました。ご参加頂いた親子に夏休みの思い出というとても意義のある時間を楽しみながらご提供出来たと感じています。

今後もこのすばらしい事業を更に内容を充実させていき継続していきます。(研修委員長 宅間淳二)



● 租税教育DVD作成

平成25年8月中旬

8月中旬頃に各小学校向け租税教育用DVDを撮影・制作しました。

昨年の夏は猛暑続きで青年部・女性部その他制作に携わった関係者の方々には大変夏の陽射しの厳しい中でのご協力ありがとうございました。

短期間で発案から撮影依頼・シナリオ作成と時間も無い中のビデオ撮影でしたが、天候にも恵まれスケジュール通り撮影が行われ、撮影から編集まで森研修委員長にご協力頂き無事にDVDが完成しました。

青年部では完成したDVDを教材にして各小学校で租税教室を実施する予定…今から子供たちの反応が楽しみです。(30周年特別委員会担当副部会長 平林純二)



● エコドライブチャンピオンシップ

平成25年8月26日(月)

8月26日(月)に、我らが青年部チームが鈴鹿サーキットで行われた、エコドライブチャンピオンシップ2013に出走しました。3年ぶりの開催となります。サーキットコースをエコカーで走行し、タイムと燃費の両面からドライバーを採点するコンテストです。結果は、健闘虚しく一般の部で10位……。これまで歴代トライバーが培ってきた、連続3位入賞記録が途絶えてしまいました。3年前と比べると、参加チーム数が倍増し、レベルも上がってしまったようです。次回こそは、3位返り咲き?いや、1位奪取をお願いします。

(広報担当副部会長 宮崎城治)



●元気まつり

平成25年9月8日(日)

9月8日(日)に白子港にて開催された『すずか元気まつり』に青年部が出店致しました。昨年が初めての試みでしたが、たくさんの方に足を運んでいただき、約6時間でフランクフルト550本、綿菓子3kg、金魚数百匹を、ちびっ子達に提供し続けました。

お客様も出店者も、楽しみながら祭りに参加し、まさに、地元に元気を与える『元気まつり』だったと感じました。次回も祭りが開催されるようでしたら、今回以上に元気一杯で出店できるよう企画していきたいと思います。(広報担当副部会長 宮崎城治)



●全国青年の集い「広島大会」

平成25年11月7日(木)~8日(金)

本年度の第27回法人会全国青年の集い広島大会は「百万一心!…束ねよう三本の矢を」ご当地の故事にちなんだ大会スローガンです。

一人ひとりの力は小さくとも心を一つに、志高く世のため人のために頑張っていこう。そんな思いの込められたスローガンです。

昨年は過去最多2600名を超える登録をもって大会をスタートし当鈴鹿法人会も11名の過去最高の登録数で参加してまいりました。

さて、青年部会連絡協議会では昨年3つの事業計画のもと活動を進めてきております。



租税教育活動の完全実施・部会員増強運動・アンケート調査システムの更なる充実、この3点であります。

本大会でもその中の租税教室活動で各局連代表による「租税教育活動プレゼンテーション」を実施され、いずれも他の模範となるべき素晴らしい事業がありました。

本年度最優秀賞に輝いた単会は松戸(千葉)法人会で内容は〈落語税金教室〉と題して「楽しく・わかりやすく・記憶に残る」を目標に、噺家による落語を取り入れた講演を開催。教室は「租税落語」、「租税教室」、「古典落語」の3部で構成。いずれも「税金の使われ方の大切さ」を学習する内容でした。

(公社)鈴鹿法人会青年部会の租税教室活動におきましても、各小学校バージョンオリジナルDVDの作成、一般の方々をターゲットにして租税教室勉強会の実施活動などを行い全国的にも負けず劣らない活動を行っており、公益法人格にふさわしい法人会青年部活動を行っていると再認識することが出来る第27回法人会全国青年の集い広島大会がありました。

次年度の第28回法人会全国青年の集いは秋田大会です。一人でも多く登録できますよう、今後の法人会活動で鈴鹿の結束力を高めてまいりたい次第です。(運営専務 杉野大雄)

●県連情報交換会

平成25年11月12日(火)

11月12日(火)に津の都ホテルにて情報交換会が行われました。前半は、早稲田ビジネススクール教授で、(株)ローランド・ベルガー会長の遠藤功様に「現場力と経営者の役割」についてご講義いただき、後半は「アンケート調査システムの充実と利用率拡大」をテーマにグループディスカッションの後、懇親会が行われました。懇親会では、津名物のうな丼や、東洋軒さんのブラックカレーが振る舞われ、ご当地色を上手に表現されていました。次回の情報交換会は、鈴鹿法人会青年部が幹事ということで、大いに参考になりました。(広報担当副部会長 宮崎城治)



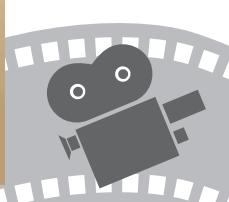
女性部会だより

● 夏休み親子映画会

夏休みの恒例事業となった、親子映画会、今回で6回目となります。例年に比べ少し、若干申し込み数に減少が見られたものの当日は約900名の方々に来場頂きました。

この映画会は女性部総務委員会が担当ですが、スタッフも年々手馴れ、スムーズに開場前準備も整いました。今年は青年部さん担当のゆるキャラ(ベルディちゃん、すずか茶ん、かめみちゃん)で、会場を盛り上げ効果は抜群でした。

吉澤副部会長の司会と、日置部会長の挨拶後、



場所:亀山市文化会館 平成25年8月24日(土)

映画を観賞。続いて、税金クイズ「一億円をもってみよう」コーナーを安藤統括様に盛り上げて頂きました。近藤副会長様、樋口担当副会長様、森研修委員長様にもご参加頂きました。

最後にお楽しみ抽選会です。全71本、金賞は5000円の図書カード。夏休みの思い出の1頁になれば幸いです。この様子は後日、中日新聞さんと伊勢新聞さんに掲載されました。皆様ご協力ありがとうございました。次回は、何の映画かな?楽しみですね。(中島みみ)

● 税務研修会とパイン大福作り

いざというとき、あなたは何ができますか?

10月3日、鈴鹿市文化会館において新任の安藤統括官様を講師にお迎えし、税務研修、そして東日本大震災時の体験談、ご自身の行動や周りの人々の行動、町の様子等について、多くのお話を聞かせていただきました。

災害時には、人々が智恵を出し合い、なんとか窮地を乗り越えられるかもしれません、普段の心構え次第で、よりスムーズに困難を回避できる方法が見つかる場合もあるとのことです。

この機会に、今後どのような災害が発生するのか予測できませんが、災害に備える知識を日常生活の中から学び、記憶に留め、いざという時に役立てたいものです。

その後、調理室におきまして、パイン大福の手作りに挑戦です。パインと言いますと、ビタミンB1・Cが豊富で、

場所:鈴鹿市文化会館 平成25年10月3日(木)

風邪の予防や肌荒れに効果があるそうです。皆さん、和菓子の満足な出来上がりに美味しく試食致しました。(小河紀子)



● 第7回鈴鹿ジュニアバレーボール鈴鹿法人会長杯開催 西部体育館 平成25年10月20日(日)

開催日は大雨でしたが、18チーム、約200名の選手が参加して盛大に開催されました。国府ジュニアバレーボールクラブ主将の選手宣誓から始まり、運営側のスタッフですらも、息を飲む大接戦が繰り広げられ体育館に響き渡る程の歓声でした。

大会の結果は、

優勝、河曲ジュニアバレーボールクラブ
準優勝、加佐登ジュニアバレーボールクラブ
三位、鼓ホワイトロケットと愛宕バレーボールクラブ。
岡田会長からの表彰式と、育成会の会長さんご挨拶で無事終了致しました。

今回参加頂いた選手中に7年後の東京オリン



ピックに出場する選手がいるのでは?と思うと、次回の開催も楽しみですね。関係者のみなさん本当に疲れ様でした。(中島みみ)



10月20日(土)第7回鈴鹿ジュニアバレーボール法人会長杯が開催されました。

早朝にもかかわらず、鈴鹿16チーム、亀山2チームの合計18チーム参加していただき、遅くまで一生懸命頑張っていました。応援団の方たちの声援も次第に熱が入り、選手の子ども達の背中を押してくれたように思います。優勝「河曲ジュニアバレーボールクラブ」準優勝「加佐登ジュニアバレーボールクラブ」となりました。

今年も子ども達は、監督にしかれたり、ほめられたりしながら素直な表情で1点1点を大切に競い合う戦いを見せてくださいました。男子チームへの期待もある中、いずれは決勝戦まで残ってくれる事を祈っています。

選手の皆さん、関係者の方々、本当に疲れ様でした。来年度の大会も楽しみにしています。(清水啓子)

● 税に関する絵はがきコンクール表彰式 鈴鹿ハンター 平成25年11月10日(日)

鈴鹿・亀山の小学生を対象とした第7回「税に関する絵はがきコンクール」が開催されました。これまで3・4年生が対象でしたが、全国的に高学年対象であるため本会もそれにならい、4・5・6年生対象となりました。

応募総数は362枚。テーマは「税」。税金で作られたもの、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など自由に描いてもらいました。

今年の優秀作品には“税を学ぶ 税で学ぶ”“税金で支え合い 楽しく生活!”とか、訴えたい言葉など、また、絵柄も色彩も豊富、タッチも繊細です。さすが高学年と思える立派な作品が揃いました。



また、表彰式に出席した児童はみな胸を張って堂々と賞状を受け取りました。

女性部会は今後も「絵はがきコンクール」を通じて、社会貢献活動に尽力をつくしたいと考えています。

(早川光子)



●寄せ植え講習会・特養慰問

平成25年12月4日(水)

12月4日(水)鈴鹿・亀山両市内の特別養護老人ホーム10施設に手作りの「寄せ植え」一鉢と「車いす」1台をそれぞれ贈呈させていただきました。

女性部が、地域社会貢献活動の一環として9年前より実施させていただいています。

本年、私達は亀山市阿野田町の「亀寿苑」を訪問し皆んなで協力して、作った寄せ植え(ゴールドクエスト、サンゴーズキシクラメン、パンジー等に松(ほっくりをあしらつた)を、中村理事長様に受けとっていただきました。施設も明るく皆様、終始笑顔で語つてくださいり少しの間、にぎやかで楽しい時間を過ごさせていただきました。

理事長様より「毎年楽しみにお待ちしているんですよ」のお言葉をいただき私達も、「健康で良いお年をお迎え下さい」と…願っております。(黒川まち子)



亀寿苑



铃鹿グリーンホーム



ルーエハイム



華旺寿



かなしようず園



ぐすのき園



ひまわり苑



伊勢マリンホーム



聖十字の家



安全の里

●理事会

鈴鹿サーキット S-PLAZA 平成25年12月16日(月)

鈴鹿法人会女性部会理事会が、鈴鹿サーキットのS-PLAZAにて開催されました。式次第にのっとりすすめられ、ご来賓の紹介そして日置尚代部会長と鈴鹿法人会副会長のご挨拶、委員会報告と続きました。

日置尚代部会長のご挨拶の中に、「女性部としては、今後も、基本行事を中心親会や青年部会と協力・連携しながら活動をしていく。」という話がありました。それらの基本行事は、子供からお年寄りまでと幅広い年齢層に関係しており、大変有意義な行事だと思います。続いて、鈴鹿税務署署長の講演では、「マンガから日本の税制・財政を考える」というテーマで、21世紀のキーワードのひとつは、「笑い」ということで、私達が興味を抱きやすいように吉本興業やサザエさん・ドラエもんの話のなかに、「税」を取り入れて話して頂きました。お願いすれば何でも出てくるドラエもんのポケット。余りお願いしすぎて「今やそのポケットには、977兆円の財政赤字がつまっている。根本的に見直す時に来ているのでは?」と締めくくられ興味深く拝聴させて頂きました。

その後に行われた懇談会では、法人会会長のご挨拶で始まり、女性部に対して感謝の言葉も頂きました。税金クイズもあり税務署署長の講演内容が、クイズになっており皆で頭を悩ませながら解答を書きました。他にも様々な趣向で「おもてなし」を頂き、更に会員の「輪」が深まりました。(倉田智子)



第21回

“各支部における神社・仏閣”



の
ほ
の
じん
じや
亀山支部 | 能褒野神社 (田村町)

亀山市田村町1409 JR井田川駅 北北西1200m

当社はヤマトタケル・オトタチバナヒメ・タケカヒコノオウ（建見鬼王：ヤマトタケルの子）を祭神とする神社です。

明治17年（1884）能褒野御墓の隣地に設置許可が出され、明治28年（1895）造営が完了し鎮座祭が執り行なわれました。明治41年（1908）には周辺の県主神社・志婆加支神社・那久支里神社（いずれも延喜式内社）や八島神社などが合祀されました。ヤマトタケルを祀る神社ということで、太平洋戦争終結までは多くの参詣者が訪れました。

「連理の榊」神社拝殿左奥に連理の榊と呼ばれるサカキの靈木があります。あたかもヤマトタケルとオトタチバナヒメが手と手を取りあっているかのように、隣り合う2本のサカキが高さ3mほどの位置で横に伸びた枝でつながっています。

このように他の木と枝などがつながった状態を「連理」といい、男女の深いつながりを示すたとえとして使われます。

いつまでも仲良くしたいカップルの願いをかなえてくれるかも……。

また、当神社に隣接して「能褒野御墓」「のぼの自然の森公園」があります。

「能褒野御墓」東征帰路にヤマトタケルが伊勢国能褒野で亡くなられたという記紀の記述に基づき、明治12年に内務省により「日本武尊能褒野御墓」と定められ、現在もヤマトタケルの墓として宮内庁が管理しています。外観のみ見学できます。

「のぼの自然の森公園」能褒野神社、能褒野王塚古墳周辺に開設された2.5ヘクタールの公園で、境内林を活かした植生と「居醒泉（醒ヶ井）」をイメージした泉水や古代住居を模した東屋など、自然と歴史を融合した公園です。駐車場もあります。

能褒野神社を中心に「ヤマトタケルの伝承地をめぐる」と題して散策ルートも4コース設けられています。

古代歴史ロマンを感じながらのウォーキングはいかがですか。

最後に、本文は亀山市教育委員会まちなみ・文化財室発行のパンフレット「ヤマトタケルを偲ぶ」を参考にしました。現在は亀山市役所関支所内にあります。

なお、亀山市観光協会発行の「亀山市観光ガイドマップ」も一部参考にしています。

(佐熊雄二)

御案内図



御墓



連理の榊

エッセイ

わがまちウォーク 街角ウォッチング

～かつて伊勢湾に鯨がいた～

長太の鯨船と古式捕鯨

エッセイスト
福島 礼子

長太の鯨船行事

神無月の両日、鈴鹿市長太町のどこを歩いても、^{かみ}
^{しもうだ}下歌の旋律が風に乗って私の耳に届く。上下歌とは
飯野神社の祭礼、鯨船行事の曳き歌だ。「さー、あさー
よー」子供たちの掛け声がひときわ大きくなると、目の前
に鯨船の舳先が飛び込んできた。

房をつけた船首は、反りが大きく龍と雲が描かれている。華やかな漆塗りの船首には、綺麗に化粧をした着物姿の踊り子が乗っている。鯨船を引き廻すハッピ姿の男たちは、あくまでも威勢良く力強い。見とれていると、私の脇を掛け声をあげて子供たち扮する子鯨が走り抜ける。やがて大きな張り子の鯨が船に近づき、船と攻防を繰り返す。歌が最高潮に達すると、船上から踊り子が鯨めがけて鉛を放った。しとめた船は誇らしげに船首をあげ、観客からいっせいに喝采が起こる。心躍る展開に、いつのまにか私も夢中で拍手を送っていた。

こうして長太の鯨船行事は多くの人々が見守る中、鯨船と踊り子が祭の核となり、求心力を持ちリズムを増して華やかに行われる。長太の人々が毎年心待ちにする鯨船行事、そのルーツは、かつて伊勢湾口や沖で繰りひろげられた日本の勇壮な古式捕鯨にある。

鯨漁といえば紀州の太地。鯨や捕鯨を描いた絵図が、太地町の「くじらの博物館」に収蔵されている。目をひくのは、雄々しい鯨の姿と勇壮な漁師、そして忙しく働く村の人々である。綺麗に彩色された絵図からは、当時の人々が鯨漁をいかに誇りに思っていたかが良くわかる。そして同時に絵図は、かつて日本に生業として確かに古式捕鯨が存在した証ともなっている。

海の博物館の館長さんに聞くと、鯨漁は16世紀はじ

め、「突きとり捕鯨」として伊勢湾口内で比較的小さな鯨をとることから始まったそうだ。たくさんの舟から鉛を打ち、鯨を弱らせて捕獲する。さぞや時間がかかり、鯨との体力勝負だったことだろう。

さらに17世紀になると、西端の太地で「網かけ捕鯨」が工夫され普及した。舟で鯨の行き先を封じ、音ではやし、浅い湾内に追い込む。網をかけ身動きできなくなったのを見とどけて、鉛を打ち始める漁法になったとのこと。

実際の捕獲法は、『熊野太地浦捕鯨図』を見ると私にもよくわかる。図の上部に魚見と呼ばれる見張りがいる。高台にいる魚見は、容易に汐を吹く鯨を発見できる。魚見の合図に従って船団は動き、鯨を取り囲む。舟首に刃刺と呼ばれる男が乗り、鯨にむかって鉛を打つ。図では鯨を囲んだ舟の先端で長い槍のような鉛を掲げている男たちだ。すでに鉛を放った刃差しもいる。

もちろん相手は暴れる鯨だから命がけ。見事最初に鉛を突き刺した刃刺しが、この船団の長となり、鯨との格闘を取り仕切ることになる。弱った鯨に最後にとどめを刺すのも彼。ナイフをもって海に入り鯨にまたがり、鼻先に2カ所の穴をあけ綱を通す。鼻先につけた綱を2双の舟で曳き、浜に上げるためだ。その作業は最も危険で、海に祝福された刃刺しだけが出来る大仕事だ。

しとめた鯨のその後は、別の絵図が教えてくれる。鯨船を迎えると村々から大勢の人が押しかけ、鯨を解体する浜は、たちまち威勢よく賑やかな作業場に変貌する。「鯨一頭で七浦うるおう」という言葉は、大量の鯨油の採取や髭までも利用でき、捨てるところがないため、捕鯨は漁師たちにとって大きな財をもたらす漁であったという意味だ。

安価な鯨油は庶民の暮らしを照らす灯りの源となつたし、骨は櫛や肥料に、髭でさえもカラクリ人形の操作に欠かせないものとなった。鯨漁は村々を潤す巨大産業であり、鯨の解体には、隣村までふくんだ多くの人々が集められた。

命をかけて鯨と向きあう勇気と技術をもった刃差しは、当時から名字帶刀を許された特別な人たちだった。世襲制で子供の頃から鉛を放つ訓練を受け、船団を動かす特別教育を受けていたようだ。

海原で銛一本を武器に鯨と格闘する日本古来の古式捕鯨は、生身の男と鯨との命のやりとりともいえるだろう。勇壮でありながら計算された船団の動き、そして司令塔となる選ばれた一人の刃差しの果敢な動作。人の智恵と技が直接に、また極限で海の王者と対決する鯨漁は、まさに日本の誇るべき伝承された捕鯨法だと私は思う。

鯨船は彩色されて美しい。おそらく沖の海は色のない世界、単調な海に映える華麗な色彩は、漁師たちの戦意を高める工夫であったのだろう。

思えば武士の鎧甲も美しい威で飾られている。かつて男たちの装飾は、異性の気を引くお洒落というよりも、命をやりとりする場の覚悟の印であったようだ。

ところで鯨漁の資料は、太地を中心とした紀州に集中しているが、白子で鯨が捕れたという記録があった。白子の江島若宮八幡神社には、明治20年に捕獲した鯨の耳石と髭が残されている。干鰯問屋として豪商であった伊達家の主人が、当時の様を落書きした蔵の戸もある。

「伊勢湾に鯨數頭あらわれ、白子の前浜にきて汐を吹く」で始まる記述は、捕獲までの苦労の様子や解体時の賑わいを伝えている。鯨の肉は皆でわけ、三日で食べ尽くし、あとの鯨を伊達家の蔵にしまうと、蔵がたちまちいっぱいになつたと記している。その書き方は、収穫の興奮をそのままあらわすように、走り書きで乱れている。さぞや一匹の鯨は村をうるおす海の宝であったの

だろう。

また明治にイワシ鯨が数頭千代崎海岸に近づき汐をふき、3頭を捕獲したという聞き取りを、鈴鹿市史に見つけた。伊勢湾に入り込んだイワシを追ってまぎれこんだのか、あるいは昔は頻繁にあらわれていたのかもしれない補足されている。いずれにせよ、これらの例は、明らかにかつて伊勢湾で鯨漁が行われていたことを物語っている。

やがて時が流れ、アメリカで捕鯨銃を使った近代捕獲法が生まれ日本でもそれが主流となった。しかも最近では日本の近海で鯨の姿を見ることはまれになり、世界的な捕鯨の禁止も行われている。

船団を組み、鯨を捕獲する勇ましい古式捕鯨の光景をもはや見ることはできない。しかしあつて伊勢湾沖や湾口内で繰り広げられ、命をかけた鯨との戦いであった古式捕鯨は、今も絵地図の中で、圧倒的な迫力をもって迫ってくる。

鯨組の印をつけた華麗な鯨船、船首にたって銛を打つ男、櫓を漕ぐ者たち、銛をうたれて暴れる鯨、息をのむような光景が美しい彩色絵図となって、私の目をとらえて離さない。

そして長太の鯨船行事もまた、かつては近在でも行われていた日本の捕鯨の栄えある歴史を、思い出させてくれる。絵図とともに長太鯨船行事は、祖先が勇猛に鯨と格闘した古式捕鯨の歴史を決して忘れるなど雄弁に語っている。

- 執筆にあたってお世話になりました。

- 江島若宮八幡神社
鈴鹿市東江島町18-16

- くじらの博物館
和歌山県東牟婁郡
太地町太地2934-2

- 海の博物館
鳥羽市浦村町大吉1731-68

写真「長太の鯨船行事」
坂尾富司撮影



『熊野太地浦捕鯨図』くじらの博物館所蔵



『紀州太地捕鯨大漁之図鯨全體之図』くじらの博物館所蔵

税務 コーナー

【消費税法改正等のお知らせ】

平成26年4月1日から、消費税率及び地方消費税率が引き上げられることとなりました。

引上げ後の税率は、消費税率と地方消費税率の合計で8パーセントになります。

国税庁ホームページでは、特集ページを設けて消費税法の改正内容等をお知らせしています。この特集ページでは、改正消費税法の内容を盛り込んだリーフレットや経過措置のQ&Aなどを掲載しています。

また、事業者の方が値札などで価格を表示する場合に「税抜価格」で行なうことができる「総額表示義務の特例」についても、事例集により分かりやすく説明しています。

特集ページは、国税庁ホームページのトップページにある「トピックス」の「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」又は次のURLからご覧いただけますので、是非ご利用ください。

詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【掲載場所 国税庁ホームページ】

ホーム ⇒ (トピックス欄)「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」

URL

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/kaisei/201304.htm>

【参考】

The screenshot shows the homepage of the National Tax Agency (NTA) in Japan. The top navigation bar includes links for 'Site Search', 'Search Method', 'Text Size', and 'Email Magazine'. The main menu has categories like 'Home', 'Tax Information', 'Declaration/繳納', 'Activity Report/Release', 'National Tax Overview', 'Recruitment', and 'Other Information'. On the left, there's a sidebar for 'Newspaper' and 'Tax Lawyer' information. The central 'Topics' section features a large image of a hand holding a coin. Below it, the 'NATIONAL TAX AGENCY' logo is displayed. The 'Topics' section contains three main bullet points: 'About the consumption tax change from the NTA' (東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ), 'Response to the Great East Japan Earthquake' (東日本大震災への対応(首相官邸ホームページ)), and 'About the revision of the consumption tax law' (消費税法改正に関する国税通則法等の改正)について. At the bottom of the 'Topics' section, there's a link to 'Top Topics' (トピック一覧). The footer contains sections for 'Tax Lawyer Information', 'National Tax Overview', 'Declaration/繳納', 'Tax Information', and 'Other Information'.

**平成 26 年 1 月 6 日以降、
e-Tax を利用する際には、新しいルート証明書等のインストールが必要です。**

平成 26 年 1 月 6 日（月）以降、e-Tax で利用する「ルート証明書」等が、セキュリティ向上の観点から、政府共用認証局の「アプリケーション認証局 2」発行のものに変更となります。

そのため、同日以降、e-Tax のご利用に当たっては、ご使用のパソコンに新しい「ルート証明書」及び「中間証明書」をインストールする必要があります。

新ルート証明書等のインストールを実施していない場合には、平成 26 年 1 月 6 日以降、e-Tax にログインできないなど正しく動作しませんのでご注意ください。

なお、新ルート証明書等のインストールは、e-Tax ホームページの下記の掲載場所で行うことができます。

【掲載場所】

「e-Tax ホームページ」⇒「重要なお知らせ」⇒「平成 26 年 1 月 6 日以降、e-Tax で利用するルート証明書のインストールが必要です。（平成 25 年 12 月 6 日）」

http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_251206_rootca.htm

※ 国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、「平成 25 年分事前準備セットアップ」を行うことで、この作業が完了します。

お問い合わせ先

e-Tax・作成コーナー ヘルプデスク

【電話番号】 0570 01 5901 (IP 電話等をご利用の場合 03-5638-5171)

【受付時間】 平日（月～金）の 9 時～17 時（祝日等及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

ただし、次の期間は 9 時～20 時

平成 26 年 1 月 14 日（火）～3 月 17 日（月）の平日（月～金）（祝日を除く）

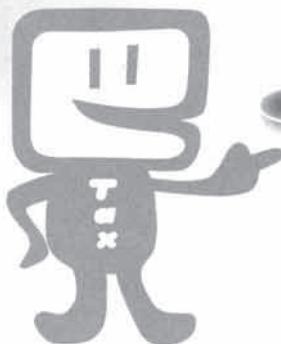
及び 2 月 16 日・23 日、3 月 2 日・9 日・16 日の日曜日

国税の納付は、簡単・便利な ダイレクト納付をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書は不要なので、特に源泉所得税を納めている方におすすめです。

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、簡単な手続で利用可能！
- インターネットバンキングの契約が不要！
- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！

便利

- 即時又は納付日を指定して納付することが可能！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能！

ダイレクト納付を利用するには

① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

② 利用者識別番号を取得する

e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください（即時発行されます）。

③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3)に署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます。インターネットバンキング等による電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、Webサイト「ペイジー（www.pay-easy.jp）」の「どこで使えるの？」でご確認ください。

- 1 インターネットバンキングで電子納税**
金融機関とインターネットバンキングの契約をしておけば、金融機関のインターネットバンキングにログインし、インターネットバンキングの画面から納税することができます。
- 2 モバイルバンキングで電子納税**
金融機関とモバイルバンキングの契約をしておけば、お持ちの携帯端末から金融機関のモバイルバンキングにログインし、モバイルバンキングの画面から納税することができます。
- 3 ATMで電子納税**
インターネットを利用できる環境がなくても、金融機関のATMから納税することができます。
(注) ATMのご利用が可能な金融機関は、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、群馬銀行、千葉銀行、横浜銀行、近畿大阪銀行、広島銀行、福岡銀行、賴和銀行、東和銀行、京葉銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行です。（平成25年7月末現在）

なお、これらの電子納税を利用する場合、事前に「電子申告・納税等開始届出書」(e-Taxの開始届出書)を提出し、「利用者識別番号」を取得する必要があります。

また、これらの電子納税には「登録方式」と「入力方式」の2つの方式があります。

登録方式

e-Taxに納付情報データを登録（納付情報登録依頼）することにより、登録した納付情報に対応する納付区分番号を取得して、電子納税を行う方式です。

入力方式

e-Taxに納付情報データの登録は行わず、登録方式の場合の納付区分番号に相当する番号として、送付された納付書に記載のある番号又はご自身で作成する納付目的コードを使用して電子納税を行う方式です。

詳しくは e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日、8時30分～24時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前に e-Tax ホームページでご確認ください。



e-Tax ホームページ
www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）など、e-Taxに関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの操作に関する質問は「e-Tax 作成コーナーヘルプデスク」TEL.0570-01-5901（e-コクゼイ）へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用紙へ
リサイクルできます

平成25年11月

平成25年12月3日現在

新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

支部名	法人名	住 所	代表者	紹介者
神戸支部	(株)ベル・コンサルティング・ファーム	鈴鹿市神戸1-19-25	瀬古 武史	(株)百五銀行
	(株)グッドスマイル	〃 竹野2-13-11-1C	望月 秀夫	(有)シンボウ産業
	(株)三鐵	〃 西条3-11-26	浦畠 智一	(株)ヨシザワ
	(株)エコテック	〃 木田町2551-1	廣田 隆	(株)オカトモ
東部支部	(有)矢田石油店	鈴鹿市下箕田3-9-15	中西 正富	(有)伸道水産・(株)宮崎商店
	(株)三愛カンパニー	〃 下箕田4-28-25	矢田かおり	イケダアクト(株)
	税理士法人三重中央鈴鹿事務所	〃 若松北1-33-25	前田 茂也	西井専務
玉垣支部	味よし	鈴鹿市南玉垣町7018	吉澤 光	(株)ヨシザワ
	(有)三重建材	〃 肥田町179	前川 英生	大同生命保険(株)
白子支部	税理士法人松永会計事務所	鈴鹿市稻生塩屋2-2-3	松永 光司	トヨーフェンス(株)
	(一社)鈴鹿市観光協会	〃 白子駅前17-12	山本 忠之	トヨーフェンス(株)
	(株)サンテック	〃 南玉垣町6507-2	向井 道範	トヨーフェンス(株)
	(株)三重建築総合オフィス	〃 白子駅前28-8 山伴ビル	山下 直人	(株)宮崎商店
平田支部	北斗防災調査(株)	鈴鹿市国府町7772-5	糸井 収	西口建工(株)
	(株)とらや勝月	〃 三日市町1871-15	田中 照勝	(株)ホンダ四輪販売三重北
	(株)ADI	〃 稲生2-15-23	安田 克志	(株)ADI
	(株)グランドボウル	〃 三日市町赤土田1053	中川 慎也	(株)ホンダ四輪販売三重北
西部支部	グリーン・ライフ(株)	鈴鹿市上田町1130-6	加藤 公昭	(有)マドソフト
	中部電力(株)鈴鹿営業所	〃 庄野羽山4-19-22	岸本 吉久	(株)坂口商店
鈴峰支部	(株)smile space planning	鈴鹿市自由が丘4-13-15	加藤 丈幸	大同生命保険(株)
	光洋運輸(株)	〃 伊船町字乙東野2951-2	内山 隆	(株)坂口商店
亀山支部	(株)サカエヤ美装	亀山市東町1-7-6	山口 博民	田島シルク(株)
	(株)カサイ	亀山市川崎町133	笠井 美毅	堀田建設(株)

ホームページもリニューアル

Q 鈴鹿法人会 検索 

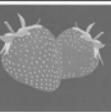
ブログ・フェイスブックも見て下さい。
公益社団法人 鈴鹿法人会



法人会女性部会
いちごプロジェクト
✿ 冬物語 ✿

家族でチャレンジ!! “冬の節電活動”

無理なく 無駄なく 快適に



女性部新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

支部名	法人名	住 所	会員名	紹介者
白子支部	(有)福本組	鈴鹿市白子町2032	福本みゆき	竹口 正子
亀山支部	(有)小林ファーム	亀山市兩尾町2037	小林 陽子	小菅 まみ

会員数 216名
平成25年12月10日現在

平成25年12月20日現在

青年部新入会員紹介

ご入会ありがとうございました。

	法人名	住 所	会員名	紹介者
1	(株)サンシステム	鈴鹿市磯山1-20-53	三船 正美	三重工熱(株)
2	テーラー花菱	〃 神戸8-1-8	加藤 晋	テーラー花菱
3	(株)オフィスセブン	〃 白子町1980	池本 誠義	(株)ADI
4	(株)安田産業	〃 石薬師町910	大井 康重	(株)安田産業
5	鈴鹿自動車工業(株)	〃 寺家町1570	金子 隆一	(株)荻野建設
6	(有)寺岡建設	〃 稲生こがね園24-12	寺岡 広樹	(株)ADI

『表紙(写真)』募集

法人会では、法人会報の表紙を皆様から応募していただいたカラー写真等を採用することといたしました。

つきましては、下記要項にて実施しますので、是非、応募下さいますようお願いします。

(募集要項)

- 1、題 材 鈴鹿市・亀山市に関する写真等
- 2、提出期限 1月発行分…11月末日、8月発行分…6月末日まで
あなたの一枚ショットをご応募下さい。
写真データ メールOK (E-mail:hojinkai@mecha.ne.jp)
- 3、提 出 先 〒513-0802 鈴鹿市飯野寺家町816 商工会議所3階
社団法人 鈴鹿法人会 TEL 059-383-7561
- 4、審 査 (社) 鈴鹿法人会役員が審査します。
- 5、賞 品 採用させていただいた作品には5,000円相当の謝礼を差し上げます。



あなたの街の 税理士会 お気軽にご相談ください

東海税理士会 鈴鹿支部所属 税理士名簿

税理士名	事務所所在地	電話番号	税理士名	事務所所在地	電話番号
村田 之男	亀山市関町新所1258	(0595) 96-0363	前田 茂也	鈴鹿市若松北1-33-25 税理士法人三重中央鈴鹿事務所	(059) 395-3521
越山 直昭	鈴鹿市岸岡町2809-15	(059) 368-3868	松井 文夫	鈴鹿市国分町436-4	(059) 374-1562
渡邊 一吉	亀山市和田町1606 樋口文税理士事務所	(0595) 82-1677	坂東 秀次	鈴鹿市矢橋2-17-34	(059) 383-2200
坂東 久生	鈴鹿市矢橋2-17-34	(059) 383-2200	清瀬 明久	鈴鹿市北江島町12-5	(059) 386-1537
永田 博	鈴鹿市西条3-11-6 永田充税理士事務所	(059) 383-0845	川口 克己	鈴鹿市木田町2029	(059) 374-0980
吉田 正彦	亀山市野村2-7-15 税理士法人三重中央龟山事務所	(0595) 82-0522	豊田 高明	亀山市北鹿島町12-17	(0595) 82-2589
判治 昭雄	鈴鹿市白子4-13-24 クレド税理士法人	(059) 387-1549	永田 千佳	鈴鹿市西条3-11-6 永田充税理士事務所	(059) 383-0845
川北 壽朗	鈴鹿市桜島町7-4-10 税理士法人エーワン	(059) 388-3481	判治 康文	鈴鹿市白子4-13-24 クレド税理士法人	(059) 387-1549
南条 吉雄	鈴鹿市西条5-103-2	(059) 382-8844	松田 次郎	鈴鹿市西条5-91-1	(059) 382-4414
岸 正三	鈴鹿市五祝町2245	(059) 387-2474	山口 裕義	鈴鹿市須賀2-2-22	(059) 382-3449
鈴木 隆一	鈴鹿市西玉垣町字市場1500-1	(059) 384-2350	谷田 義弘	鈴鹿市北玉垣町細田1660-1	(059) 382-3290
佐古田宣章	鈴鹿市西条7-81	(059) 383-6235	河北 晃史	鈴鹿市長太旭町1-6-32	(059) 395-2525
川喜田年子	鈴鹿市白子駅前19-18	(059) 386-1157	奥村 周平	鈴鹿市西条3-14-20 税理士法人麾城総合経営事務所三重事務所	(059) 381-0225
菅原 武	鈴鹿市西条5-40-1	(059) 382-5055	福島 郁夫	亀山市関町沓掛84-2	(0595) 96-2055
永井 春夫	鈴鹿市南江島町23-10	(059) 387-5150	南条 哲	鈴鹿市西条5-103-2 南条吉雄税理士事務所	(059) 382-8844
村木 貞夫	鈴鹿市神戸3-23-37 東海造園土木ビル3階	(059) 382-1139	松永 光司	鈴鹿市稻生塙屋2-2-3 税理士法人松永会計事務所	(059) 386-9855
南部 博	鈴鹿市寺家6-16-32	(059) 387-2115	南条七三子	鈴鹿市西条5-103-2 南条吉雄税理士事務所	(059) 382-8844
近藤 潔	鈴鹿市庄野共進2-2-1	(059) 378-9241	宮野 務	亀山市関町木崎1649	(0595) 96-0710
麻生 健治	鈴鹿市算所5-24-22	(059) 378-4343	高井 興	鈴鹿市須賀1-20-15 税理士法人 タカイ会計	(059) 383-3355
三井 勇	鈴鹿市東旭が丘3-1-53	(059) 386-4433	瀬古 武史	鈴鹿市神戸1-19-25 北栄ビル201	(059) 373-5675
飯塚 香織	鈴鹿市西条5-91-1	(059) 382-4414	片山 智雄	鈴鹿市御蘭町2876	(059) 372-3717
伊藤 徳善	鈴鹿市野町西3-11-1	(059) 368-2200	懸野 賢司	鈴鹿市庄野共進2-2-1 近藤潔税理士事務所	(059) 378-9241
前野 弘	鈴鹿市国分町435	(059) 374-3921	川村 正樹	鈴鹿市飯野寺家町824 万能ビル2階	(059) 367-7722
小林 博之	鈴鹿市江島町3508	(059) 373-4595	畔地 謙一	鈴鹿市住吉4-22-15	(059) 370-4132
松永紀美子	鈴鹿市稻生塙屋2-2-3 税理士法人松永会計事務所	(059) 386-9855	藤本 猛	鈴鹿市神戸7-7-3	(059) 383-9090
中村 秋	鈴鹿市寺家町1249-1	(059) 386-9838	渡部 満	亀山市本町1-3-22	(0595) 83-4436
向井 啓吾	鈴鹿市東磯山3-16-25	(059) 387-4235	小河 昇	鈴鹿市加佐登3-5-18	(059) 379-1707
宮崎 文郎	鈴鹿市須賀3-1-30	(059) 382-0005	岡田 清信	鈴鹿市加佐登4-5-26	(059) 379-1706
吉川 勝	鈴鹿市岸岡町2861-3	(059) 388-4588	濱口 治男	亀山市関町新所東町南1151-2	(0595) 96-1723
山口 行男	鈴鹿市須賀1-20-15	(059) 383-3355	松永 康男	鈴鹿市稻生塙屋2-2-3 税理士法人松永会計事務所	(059) 386-9855
今村 俊郎	亀山市関が丘521-624	(0595) 96-3205	前田 匠範	鈴鹿市桜島町7-4-10 税理士法人エーワン	(059) 388-3481
高井 稔	鈴鹿市野町東2-2-13	(059) 380-1122	河村 直	鈴鹿市桜島町7-4-10 税理士法人エーワン	(059) 388-3481
永田 充	鈴鹿市西条3-11-6	(059) 383-0845	樋口 文	亀山市和田町1606	(0595) 82-1677
藤田 新二	鈴鹿市高塚町1133-10	(059) 367-3888	中根 正俊	亀山市天神2-7-21	(0595) 82-2803
田中 英二	鈴鹿市白子町2929-4 しばたビル2階	(059) 388-3977	宮崎 洋	鈴鹿市寺家6-20-13	(059) 386-1252

税理士紹介制度

顧問税理士を頼みたいが、どうすればいいかお悩みの方には、税理士の紹介斡旋もいたします。事務局までご連絡ください。

東海税理士会鈴鹿支部 鈴鹿商工会議所3階 TEL: 059-382-7715
<http://www.mecha.ne.jp/~suzuzei/>



国税電子申告・納税システム(e-Tax)ご利用案内



今年からe-Taxで
申告・納税！

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。

事務局だより

会社の組織・社名・代表者・所在地等の変更があったときは!!

社名等の変更があったときは、お手数ですが所定の「変更届」の様式で事務局までご連絡ください。会報に記載するとともに、名簿等を訂正させていただきます。

変更届

平成 年 月 日

変更項目	組織 社名 代表者	所在地	資本金	TEL・FAX
変更前				
変更後 (変更日)				
法人名 (代表者名)				

公益社団法人 鈴鹿法人会 事務局 FAX 059-383-8445

本誌「すずかめ」は、2500部を発行し、会員に1800部余りを配布しています。残りの分は、第1号から鈴鹿市、亀山市、三重県の機関、公共施設や金融機関の支店と出張所、CNSなどに配置させていただいています。

編集
後記

内容については、今号より福島礼子氏のご厚意でエッセイを掲載できることになりました。より多くの方に親しみをもってお読みいただけますよう努めてまいります。

広報委員長 川喜田 彰



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は

昭和46年に発足し、

会員のみなさまと共に歩んでまいりました。

これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

Daido 大同生命

三重支社 四日市営業所/四日市市安島1-2-27
(ジェックSビル7F A号) TEL 059-352-2046

AIU AIU保険会社

三重支店/三重県津市丸之内養正町4-1
(森永三重ビル3F) TEL 059-229-1581

安心をお届けしてまいります。
今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ、
会員企業とその家族の皆様に
本年も何卒よろしくお願い申しあげます。



アフラックは、「がん保険」も「医療保険」も
選ばれて契約件数 No.1

※平成24年版「インシュアランス生命保険統計書」より

青いタック



生きるための
がん保険 Days

ブラックスワン
アフラックダック



ちゃんと応える
医療保険
EVER

謹んで新年の御祝詞を
申し上げます

〈引受保険会社〉

Aflac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

三重支社

〒510-0074 三重県四日市市鵜の森1-3-23 ナカジマビル6F

TEL:059-355-4632 FAX:059-355-4629

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)